

おいでませ！山口国体下松市広報アイテム貸出要項

1 目 的

この要項は、「おいでませ！山口国体」及び「おいでませ！山口大会」（以下「両大会」という。）の開催に向け、マスコット等を活用した積極的な広報活動を展開することにより、開催気運を高め、市民への啓発活動を効果的に行うため、おいでませ！山口国体下松市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が所有する広報アイテムの貸出について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 貸出物品

貸出できる広報アイテムは、別紙１のとおりとする。

3 貸出機関

広報アイテムの貸出は、実行委員会事務局が行う。

4 貸出基準

貸出基準は、次のとおりとする。

- （１）貸出対象者は、両大会関係機関・団体のほか、貸出機関が適当と認めるものとする。
- （２）貸出期間は、最大４日間とする。ただし、返却日が下松市役所の閉庁日に当たる場合はその翌日とする。

5 貸出申請及び貸出許可

広報アイテムの借受けを希望するもの（以下「借用者」という。）は、貸出機関に電話等で希望品目の在庫を確認の上、借受申請書（様式第１号）を提出するものとする。

- （１）借用者は貸出を希望する日の１５日前までに借受申請書等を提出する。
- （２）貸出機関は、借受申請書の受付後、この要項に基づいて審査を行い、適当であると認めたものについて、貸出許可書（様式第２号）を当該借用者に交付する。

なお、同一時期に複数の申請があった場合は先着順とする。

- （３）借用者は、広報アイテムを貸出機関から直接受け取り、直接返却するものとする。
- （４）貸出料金は、無料とする。

6 禁止事項

借用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸出許可の権利を、第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は管理運営を委託すること。
- (2) 広報アイテムを使用して営利目的の活動を行うこと。又は兩大会の品位を傷つけ、正しい理解を妨げる活動をする事。
- (3) 雨天時に屋外で使用する事。

7 遵守事項

借用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 借受指定日時に許可書を持参の上、貸出機関にて広報アイテムを受け取る事。使用後は遅滞なく返却すること。
- (2) 広報アイテムの取扱いについては、破損、汚損しないよう十分に注意すること。故意又は過失により破損、汚損した場合、借用者は修繕等に係る実費を負担しなければならない。返却する際には、汚れ等を落とし陰干しして乾燥させておくこと。
- (3) 広報アイテムの受け取り及び返却することのできる時間は、平日の午前9時から午後5時までの間とする。
- (4) その他この要項に定めのない事項は、借用者と実行委員会が協議して決定する。

8 許可の取消等

貸出機関は、借用者が次の各号のいずれかに該当したときは、貸出許可を取消し、又は変更することができるものとする。

- (1) この要項に定める規定に違反し、かつ、是正される見込みがないとき。
- (2) 貸出許可をした日に下松市又は実行委員会が行う事業で使用する時、又は管理運営上その他公益上必要があるとき。
- (3) その他実行委員会が不適當と認めたとき。

9 損害賠償

借用者が広報アイテムを滅失、損傷その他の損害を与えた場合には、現物又は実費をもって賠償させることがある。

10 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。